

札幌市がん患者ウィッグ等購入費用助成 Q&A

(対象疾患)

Q 1 どのような疾患が対象となりますか？

A 1 全国がん登録の届出対象となる疾患及び、造血幹細胞移植を実施する疾患を対象とします。

(がん治療)

Q 2 数年前にがん治療を受けたのですが、申請はできますか。

A 2 治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補正具の購入日が申請期間内であれば、対象となります。申請期間は、添付いただく領収書・レシートの日付の翌日から1年以内です。(ただし、令和6年4月1日以降に購入したものに限りません。)

Q 3 がんではありませんが、脱毛症により、髪の毛が抜けてしまいました。助成金の対象になりますか？

A 3 本事業は、がん患者に対する助成事業となっております。がん以外を原因とする外見の変貌については助成金の対象とすることができません。

(助成対象)

Q 4 ウィッグ、補正下着及び人工乳房を購入しました。それぞれ申請できますか？

A 4 ウィッグ、補正下着及び人工乳房について、各1回申請が行えます。

Q 5 ウィッグを3個購入しました。助成の対象となるのは、1個だけですか？

A 5 購入する個数は問いませんので、複数購入でも対象となります。例えば、ウィッグ3個を購入した場合は、3個の購入合計額に対し、3万円を上限とした助成金の支給となります。なお、助成金の交付は一人につき1回までのため、申請はまとめて行っていただくこと、及び、いずれの補正具についても申請期限内(添付いただく領収書・レシートの日付の翌日から1年以内かつ令和6年4月1日以降に購入したもの)である必要があります。

札幌市がん患者ウィッグ等購入費用助成 Q&A

Q 6 ウィッグ、補正下着及び人工乳房は、同時に申請しなければなりませんか？

A 6 異なる種類の補正具を同時に申請する必要はありません。ただし、同じ種類の補正具を複数個購入する場合は、まとめて一度に申請する必要があります。

Q 7 この事業で助成されるウィッグ等とはどのようなものですか？

A 7 全頭用・部分用ウィッグ、帽子付きウィッグ（毛付き帽子）が対象となります。装着時に頭皮を保護するネットやインナーキャップも対象とします。医療用であるか否かは問いません。いわゆるファッションウィッグも助成対象となります。ただし、ウィッグスタンド等の付属品、クリーナー・ブラシ等のケア用品、メンテナンス代は対象となりません。

Q 8 この事業で助成される補整下着及び人工乳房とはどのようなものですか？

A 8 乳がん等の治療として行われる外科的治療による乳房の形の変化に対応するための補正下着（補正パッドと下着が一体になったもの）、補正パッド（シリコン製を含む）及び人工乳房（直接肌に張り付けて、他に下着を用いなくても使用維持できるもの（例：入浴の際などに下着を脱衣しても使用できるもの）。ただし乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）が対象となります。

Q 9 入浴時に乳房を保護するバスタймカバーは助成対象となりますか？

A 9 対象となりません。

Q 10 乳房の手術部を保護するサージカルブラ（胸帯）は助成対象となりますか？

A 10 対象となりません。欠損部分を補完する目的のものが対象となります。

Q 11 一度助成を受けた後、異なるがんになり患した場合や、再発や転移が起こった場合は、再度、助成対象になりますか？

A 11 再発・転移など異なるがんになり患した場合でも、再度の申請はできません。

札幌市がん患者ウィッグ等購入費用助成 Q&A

Q12 補正具の購入でかかった送料や手数料は助成対象となりますか？

A12 補正具本体に係る費用のみが対象となります。送料、手数料、交通費などの経費や付属品、ケア用品の購入費は助成の対象となりません。

Q13 レンタル利用料は助成対象になりますか？

A13 対象となりません。購入の場合のみ対象となります。

Q14 支払いにポイントを使用していますが、助成対象になりますか？

A14 ポイントを支払いに充当した場合、値引きと同等とみなし、対象外となります。一部をポイントで支払っている場合には、その分を除いた額が対象となります。

(代理申請について)

Q15 息子(娘)にスマート申請(または申請書の代筆)の手続きをお願いしているのですが、この場合、申請者が息子(娘)に、助成対象者が私になりますか？

A15 原則、申請者と助成対象者(ウィッグ等の使用者)は同じ方としてください。単純な申請手続きの代行の場合は、助成対象者を申請者として扱います。助成対象者が未成年者や成年被後見人など制限行為能力者となる場合、または助成対象者名義の振込口座を有していない場合のみ、申請者と助成対象者に分けて申請してください。(申請内容によっては札幌市から確認の連絡を入れさせていただきますのでご承知おき下さい。)

Q16 私(助成対象者)と夫が各々の銀行口座を持っていますが、なるべく、入出金のやりとりは夫の口座にまとめたいと考えています。申請者を私にして、助成金の振込先を夫名義の口座にすることはできますか？

A16 助成金の振込先口座は、申請者名義のものでなければなりません。妻が申請を行った場合は、妻の口座を指定してください。

札幌市がん患者ウィッグ等購入費用助成 Q&A

(提出書類について)

Q17 がんの治療を証明する書類はどんな内容のものであればよいですか？

A17 ①医療機関名または主治医の名前、②助成対象者の名前、③診断名（例：〇〇癌など）、④治療内容（抗がん剤による脱毛でウィッグの申請をされる方は抗がん剤治療を行っていることがわかる内容、乳房補正具の申請をされる方は乳房を全摘出または部分切除したことがわかる内容など）の4点の記載があるものです。1枚の書類にすべての内容の記載がない場合は、複数の書類の組み合わせでご提出いただくことも可能です。

Q18 がんの治療を証明する書類がなかったため病院から診断書を作成してもらい、文書料を支払いました。この費用は助成対象になりますか？

A18 診断書にかかる費用は助成対象外です。

Q19 インターネットで購入したので領収書がありません。納品書なら提出できるのですが、代用は可能ですか。

A19 納品書をもって、領収書の代わりとすることはできません。購入先に領収書や明細書の発行を依頼してください。領収書等が発行できない場合は、レシートやクレジットカードの利用明細書、支払い完了等のメールを印刷したものなどをご提出ください。また、販売サイト上で領収書がダウンロードできるようになっている場合もありますので、ご確認ください。

なお、これらの書類について、①宛名、②購入日、③購入金額、④購入品目及び金額内訳等明細、⑤購入先の審査をいたしますので、ご提出前に①～⑤の記載不備がないかご確認ください。

札幌市がん患者ウィッグ等購入費用助成 Q&A

Q20 領収書（原本）を他でも使用するため、返却をしてほしいのですが、どうすればよいですか？

A20 領収書（原本）をご提出いただいた場合、原則、返却はいたしません。ただし、申請時に「領収書原本の返却希望」と記載したメモを同封していただければ、書類審査が完了し、助成金の支給・不支給が決定した後、決定通知とともに領収書を返却します。返却を急ぐ場合は、身分証明書を持参のうえ、ウェルネス推進課まで受領のため来庁願います。

（助成金の支払方法）

Q21 助成金を口座振込ではなく、窓口にて現金で受け取ることはできますか？

A21 口座振込の対応となります。

（札幌市の住民票について）

Q22 現在は札幌市在住ですが、補正具を購入したときは、別の自治体に住んでいた。助成対象になりますか？

A22 申請時点で札幌市に住民票を有していれば、対象となります。

（スマート申請）

Q23 スマート申請の操作方法を教えてください。

A23 下記ホームページにてスマート申請のマニュアルを掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/gantaisaku/documents/smartshinseimanualshinseisha.pdf>